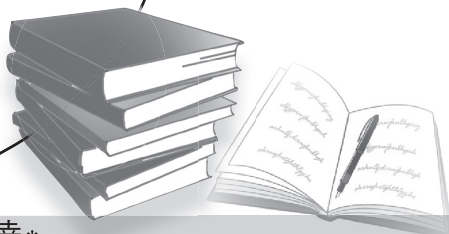


新連載

知ってな マカン!

機械技術者のための
知的資産活用法
個人で使える知財もある!



第1回
「知的資産」
とは!?

EHテクノロジー 佐野 義幸*

*さの よしゆき: 代表、技術士 (機械部門)、一般社団法人知財経営ネットワーク理事 sano@ip-net.org



はじめに

「知的資産」というと何を思い浮かべるだろうか? 企業に勤める一般的な機械技術者・機械設計者であれば、特許権や実用新案権などの知的財産を権利化したものを思い浮かべるであろう。確かに特許権や実用新案権も「知的資産」の一部に含まれる。しかし「知的資産」とは、それだけではない。このことについては後ほど話をする。



本連載で伝えたいこと

全8回に渡って本連載を行う。内容的には、第1回「個人で使える知的資産とは」、第2回「知的

資産の創り方その1」、第3回「知的資産の創り方その2」、第4回「知的資産の見える化その1」、第5回「知的資産の見える化その2」、第6回「知的資産の魅せる化その1」、第7回「知的資産の魅せる化その2」、第8回「知的資産の活用法」の順で行う。

筆者は約20年間、機械技術者として企業に勤めてきた。そしてその間に創ってきた「知的資産」を基に、この3年間は技術者教育や技術コンサルティングを行ってきた。それらの「知的資産」の活用ノウハウを伝えたいと思っている(図1)。



技術者自身も国際競争に さらされる時代

ICT(情報通信技術)の発達、流通の効率化、企業のグローバル化により、工業製品は国際競争を強いられている。従来であれば、ライバルは国内の企業であったが、現在では欧米や東アジアの企業が、また多国籍企業がライバルとなっている。

このことは工業製品だけに限らず、技術者自身にも当てはまる。設計図面データや製造データなど、なにも日本国内で作成しなくても、インターネット経由で、それこそ地球の裏側からでもスグに送られてくる。

優れた技術者であれば場所を選ばずとも、どこ

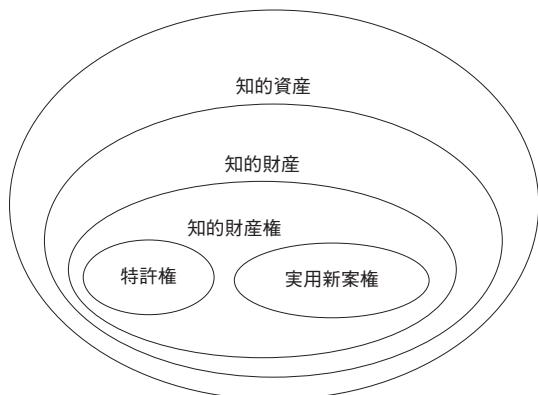


図1 知的資産の範囲